

令和6年度 保育所入所申込の受付について

おおつき保育所への入所を希望される方は、入所要件をお読みの上、期間中に必要書類をご提出ください。なお、令和5年度から継続して入所される場合も、保育所から配付された教育・保育給付認定申請書（入所申込書）に必要書類を添えてご提出ください。

入所受付

令和6年4月入所

受付期間 令和6年1月4日（木）～令和6年1月19日（金）

令和6年5月以降の年度途中入所

受付期間 随時受付

※入所希望日の1ヶ月前までに書類をご提出ください。

受付場所

大月町役場 教育委員会事務局 8:30～17:15

大月町立おおつき保育所 7:30～18:30

※土日祝日を除く

町内保育所

保育所 大月町立おおつき保育所

定員 105名

入所可能年齢 0歳児（満6ヶ月になった翌月）から

開所時間（平日） 7:30～19:00

（土曜） 7:30～17:00

令和6年度クラス年齢表（クラスは令和5年4月1日現在の年齢で決まります。）

クラス区分	生年月日	最長利用期間
0歳児	令和 5年4月2日 ～	令和12年3月31日まで
1歳児	令和 4年4月2日 ～ 令和 5年4月1日	令和11年3月31日まで
2歳児	令和 3年4月2日 ～ 令和 4年4月1日	令和 10年3月31日まで
3歳児	令和 2年4月2日 ～ 令和3年4月1日	令和 9年3月31日まで
4歳児	平成 31年4月2日 ～ 令和2年4月1日	令和 8年3月31日まで
5歳児	平成 30年4月2日 ～ 平成31年4月1日	令和 7年3月31日まで

【お問い合わせ先】

大月町教育委員会 保育係

〒788-0302 高知県幡多郡大月町大字弘見2230番地

TEL : 0880-73-1118

大月町立おおつき保育所

〒788-0302 高知県幡多郡大月町大字弘見4098-2

TEL : 0880-73-0011

1 保育所入所要件

保育所は、就労や疾病などを理由に日中家庭で保育することができない保護者に代わって保育するための施設です。保育を必要とする事由については下記のものが当てはまります。

- 就労（月48時間以上の就労）
- 妊娠・出産（出産予定日から起算して産前6週間から産後8週間の期間の方）
- 保護者の疾病・障害
- 同居または長期入院している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校における職業訓練を含む）
- 虐待やDVの恐れがあること
- 育児休業取得前に、すでに保育所へ入所していた児童で継続利用が必要であると認められた場合
- その他上記に類する状態として町長が認める場合

※幼児教育のため、小学校入学準備のため、集団生活を体験させるため、又は家事・育児の軽減目的等の理由では入所の対象となりません。

2 教育・保育給付認定について

保育施設を使用する場合には、教育・保育給付認定の申請が必要です。施設の入所申込と同時に認定申請を行います。認定の区分については、年齢や利用施設によって次の通りになります。

認定	利用施設	対象年齢
1号	教育施設(幼稚園、認定こども園)	満3歳以上の小学校就学前
2号	保育施設(保育所、認定こども園)	3歳の誕生日の前日から小学校就学前
3号	保育施設(保育所、認定こども園)	0歳から3歳の誕生日の2日前

現在大月町内に、利用可能な幼稚園・認定こども園はありません。

町外の保育所等のご利用を希望される場合は、大月町教育委員会までご連絡ください。

3 保育の必要量の認定について

保育所の利用できる時間は、認定によって区分があります。ただし、保育標準時間に認定された場合も必ず11時間利用できるわけではなく、最長11時間の範囲のうち、必要な範囲でのみ保育所を利用できます。例えば、就労等で保育を利用する場合、勤務時間及び通勤時間に要する時間が保育が必要な時間として考えられます。

名称	保育可能時間	対象
保育短時間	基本利用時間 最大 8時間まで 利用時間：(平日)8:00～16:00 (土曜)8:00～16:00	求職活動中、育児休業中 等
保育標準時間	基本利用時間 最大11時間まで 利用時間：(平日)7:30～18:30 (土曜)7:30～17:00	妊娠・出産 等

※認定の範囲を超える場合は、延長保育となり延長料金が発生します。

4 入所申込に必要な書類

申込書類は、おおつき保育所または大月町教育委員会で配付しています。ホームページから様式をダウンロードすることも可能です。

【提出書類一覧】

- (1) 教育・保育給付認定申請書兼保育施設入所申込書
- (2) 保育所利用に関する確認事項
- (3) 保育が必要であることを証明する書類 ※下記の表を基にご提出ください。

保護者の状況	証明書類	備考
就労者の場合	就労証明書	
自営業の場合	民生児童委員意見書及び証明書	
祖父母と同居している場合	民生児童委員意見書及び証明書	同居の祖父母が保育できない状況であることの証明として提出が必要です。
学生の場合	在学証明書	自宅学習は含みません。
疾病者の介助の場合	疾病者の診断書や身体障害者手帳など病状が証明できる書類の写し	
病気・障害がある場合	診断書や身体障害者手帳など病状が証明できる書類の写し	
出産の場合	母子健康手帳の写し (表紙及び出産予定日が記載されている箇所 の写し)	出産予定日から起算して入所予定 日が産前6週間前又は産後8週間に 当てはまる方が該当です。
災害復旧	罹災証明書等	
虐待やDVのおそれ	教育委員会へご相談ください。	
求職活動中または 起業準備中	求職活動状況申立書	入所3ヶ月以内に就労を開始し、 就労証明書等を提出してください。 提出できない場合は、退所にな ることがあります。
その他の場合	教育委員会へご相談ください。	

◎申込書の不備や証明書等がそろわない場合は、受付をしかねますのでご注意ください。申請までに証明書類を提出できない特別な事情がある場合や入所申込後に世帯状況に変更が生じた場合は、教育委員会へご連絡ください。

その他書類に関する質問等は下記連絡先へお問い合わせください。

(お問い合わせ先) 大月町役場 教育委員会保育係 TEL:0880- 73-1118

5 入所面談について

初めておおつき保育所に入所する児童がいる場合は、保育所で面談を行います。面談では、保育所へ入所する要件を満たしているかの確認や、お子さんの状態について確認を行います。

令和6年4月入所を希望する方の面談は、下記日程を予定しております。詳しい日時については、1月下旬に対象児童のいる家庭へ教育委員会から案内文書を送付いたします。

年度途中に入所を希望する方については、入所の1ヶ月～2週間前に面談を行います。面談の日程については、別途連絡いたします。

入所面談予定日	令和6年2月5日(月)～8日(木)	午前9：00以降
---------	-------------------	----------

6 入所承諾書の発送について

入所面談後、市町村で入所の可否について判断を行います。新規入所者の入所承諾書等の書類は3月中旬までに送付します。

教育・保育給付認定申請の結果については、子ども・子育て支援法の規定により当該申請日から起算して30日以内にその結果を通知することになっていますが、4月からの新規入所・継続入所の場合は認定事務が集中し、審査等に日時を要することから、30日間を超えて結果の通知となります。ご了承ください。

年度途中の入所を希望される方は、入所面談後に結果を通知いたします。

7 入所式・ならし保育について

令和6年度入所式は、令和6年4月4日(木)を予定しています。新規入所児童は入所式以前に保育受け入れをすることはできませんので、ご了承ください。また、新規入所児童は保育環境に慣れるのに時間を要するため、入所後にならし保育期間として、1週間程度は午前中までの保育となります。

※1週間は目安です。お子様の状況により期間を延長することがあります。

8 おかまい保育について

4月1日から入所式までの期間は、各家庭での保育をお願いしていますが、就労等の理由により家庭で保育を行えない場合、おかまい保育を利用することができます。

対象は前年度からの継続児のみです。おかまい保育をご利用の場合は、お弁当（おやつを含む）の持参が必要です。

新入児は、おかまい保育期間中ならし保育を行えません。就労等の理由により、ならし保育期間に不安のある方はご相談ください。

おかまい保育期間	令和6年4月1日(月)～3日(水)
----------	-------------------

9 変更の届出について

ご家庭の状況に変更が生じた場合は、直ちに「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」を大月町教育委員会へご提出ください。変更内容は翌月1日から認定に反映されますので、事前に変更が分かっている場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。

月途中で保育を必要とする事由に変更があった場合も、保育必要量（認定時間）は届出のあった日の翌月1日から反映されます。

10 利用者負担額について

令和元年度10月から開始された保育料無償化に伴い、3～5歳児の保育料が無償となっております。また本町では、独自の施策として3歳未満児の課税世帯（本町に住所があり、生活実態が認められる世帯のみ）についても保育料無償としております。保育所の給食材料費にかかる費用（主食費・副食費）も無償化の対象です。

但し、以下の場合には取り扱いが異なりますのでご注意ください。

《保育料・給食費の取り扱いについて》

○本町に住所があり、かつ生活実態がある状態で、他市町村の保育所を利用する場合



保育料：無償



給食費：施設が定めた金額

○他市町村に住所があり、おおつき保育所を利用する場合



保育料：住所地の定めた金額



給食費：無償

保育料は有償・無償に関わらず、毎年決まった時期に算定が行われています。4～8月分の保育料は令和5年度、9月以降は令和6年度の市町村民税の課税状況が反映されます。各年の収入について未申告の方は、必ず税務課で申告してください。1年間収入がなかった方についても、申告をお願いしています。

※保護者全員の申告が必要です。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく保育料					当年度の市町村民税額に基づく保育料						

9月は保育料切替月です。

令和6年度から保育料に変更がない場合は、町から保育料に関する通知を発送いたしません。通知の発送を希望する場合は、個別に教育委員会へご連絡ください。

II おおつき保育所実施事業について

(1) 延長保育事業

19時まで保育時間の延長が可能です。認定時間以降の保育については料金が発生します。

利用時間	短時間認定 : (平日) 16:00~19:00 (土曜) 16:00~17:00 標準時間認定 : (平日) 18:30~19:00
利用金額	30分ごとに園児1人に対し100円 ※月額5,000円が上限

(2) 一時預かり事業

保育所に入所していない子について、家庭における保育が一時的に困難となった場合に保育所で保育を行います。

※一時預かり保育を希望する場合は、1週間前には予約が必要です。予約については保育所または教育委員会へお問い合わせください。

受入月齢	満10ヶ月～
利用金額	半日利用 : 1,000円 (8:00~12:30) 1日利用 : 2,000円 (8:00~17:00)

(3) 土曜1日保育事業

土曜保育は17時まで利用可能です。保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に限り利用できます。

※土曜1日保育を利用される方については、毎月『土曜1日保育申込書』を提出していただくことになります。申込書は毎月25日までにご提出ください。

(4) 病児保育事業（体調不良児対応型）

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、保育所内の病後児保育室で一時的にお預かりいたします。